

## 名義変更と贈与税課税について

「名義と贈与」は古くて新しい問題です。相続税の税務調査に費やされる時間の大半は、この問題であると言っても過言ではなく、それだけ税務当局も重要視しているということでしょう。「名義借り」なのか「贈与」なのかの判断は事実認定の問題ですが、相続税法基本通達にその取り扱いが掲載されています。そこで今回は、通達に沿ってその取り扱いを確認することとします。

### 1. 名義変更があった場合の通達上の取り扱い

民法では、贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与えるという意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約をいう、とされています。しかし、通常親族間でこういった契約を厳密に行うことの方が稀で、その事実認定には困難が伴うことが多いのが実態でしょう。そこで通達では、その実質が贈与でないという反証が特でない限り、一般的には外観によって贈与事実を認定することとしています。

#### <相続税法基本通達 9-9>

不動産、株式等の名義の変更があった場合において対価の授受が行われていないとき又は他の者の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取り扱うものとする。

### 2. 不動産の登記持分を誤った場合の訂正はできるか？

ところで、不動産を購入した後に、お金は一方がすべて拠出しているにも関わらず、登記名義は夫婦共有にしてしまった、という相談がよくあります。これは基本通達 9-9 により当然贈与として認定されてしまいます。それでは、今から正しい登記持分に直してもよいですか？ という問いにはどのように答えれば良いのでしょうか。

通達では、最初の贈与税の申告の日までに正しい登記持分に直した場合には、贈与税は課税しないこととされています。すなわち、その登記等が過誤または軽率にされたものであり、かつ、その事実が確認できる場合には、贈与として取り扱わない、としているのです。名義変更通達（正式には、「名義変更等が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取り扱いについて」）がそれで、基本通達 9-9 の「原則として」に対応する例外規定として存在しています。

### 3. 他人名義で不動産や有価証券を取得した場合

基本通達 9-9 により原則として贈与として取り扱われますが、名義変更通達では、これらの財産の名義人となった者が、その名義人となった事実を全く知らず、かつ、これらの財産を使用収益していないとき（管理運用し又は収益を収受していないとき）には、その財産の名義を最初の贈与税の申告等の日までに真実の所有者の名義としたときに限り、贈与がなかったものとして取り扱うこととしています。

おじいちゃんが孫の名義を借りて有価証券の運用をしている、などという話は、実務では頻繁に登場しますが、贈与認定されてしまうことのないよう注意が必要です。

#### 4．他人名義とした財産を処分してしまっていたら？

名義を変更する前に既に滅失や処分等をしてしまっていたらどうなるのでしょうか。名義変更通達では、真実の権利者が売却代金等を取得しており、かつ、その取得した財産を真実の権利者の名義にしているときに限り、贈与はなかったものとするとしています。

#### 5．取り扱いを熟知している場合は不適用

事実を知らなかった場合や過誤等があった場合に、贈与税の申告前に正しくやり直せば贈与税は課税しない、というのが名義変更通達の趣旨です。贈与税を不当に回避する目的であったり、名義変更通達の手続きを既に受けている場合には、この通達の適用はありません。

#### 6．法定取消権等に基づいて贈与が取り消された場合

一旦成立した贈与契約が法定取消権などに基づいて取り消され、財産の名義が変更された場合には、贈与はなかったものとして取り扱われます。既に贈与税の申告をして税額を納付している場合には、2ヶ月以内に更正の請求をすることができます。

#### 7．合意解除による贈与の取消は贈与認定

一旦贈与契約が成立したのち、当事者間の合意により贈与の取消が行われた場合、税務上は贈与として取り扱われます。すなわち贈与税の課税が2回行われることになります。

#### 8．安易な名義変更にはご注意を！

通達によれば、形式的な名義変更であっても、特に名義変更通達に該当する事由がなければ、贈与税の課税をする規定となっています。形式的な名義変更は世間一般広く行われており、それに対して通達で書かれているような贈与税の課税が適切に行われているかと言えば、非常に少ないのが現状でしょう。税務執行面でそこまで把握することには限界があります。

だからといって、安易な名義借りや名義変更は避けた方が無難です。

「名義借りなのだから贈与ではない。相続税の時にはちゃんと申告するからいいでしょう？」

本当に大丈夫でしょうか。不動産や有価証券の高額取引が行われた際には税務調査が行われることもあります。もちろん、贈与税の課税の有無を調べるわけですが、通達を盾に、贈与認定をされてしまう可能性がないとは言えません。

相続税の税務調査において名義と贈与が重要視されるのは、これらの贈与税の課税漏れを最終精算手段である相続税でしっかりとカバーする目的があります。税務上のトラブルとならないよう、しっかりと準備をしたいものです。